

令和2年度第2回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和2年7月27日（月） 和歌山労働局6階会議室	午前9時30分から 午前10時30まで	
出席状況	公益を代表する委員	出席5名	定数5名
	労働者を代表する委員	出席5名	定数5名
	使用者を代表する委員	出席5名	定数5名

○富山会長

ただ今から第2回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴者及び意見陳述について報告をお願いします。

○事務局（嶋本）

御報告いたします。まず、本日の出席状況につきましては、委員15名中、公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員5名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく、各代表3分の1以上又は全体で3分の2以上の定足数を満たしており、会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は公開となっており、令和2年7月1日に傍聴公示を行いまして、申出があった6名の方が傍聴しております。

次に、最低賃金法第25条第5項に基づきまして、令和2年7月1日に、関係労使からの意見聴取の公示を行いましたところ、期日の7月17日までに4名の方から意見の提出があり、審議会において直接、意見陳述を希望されましたので、本日、お越しいただいております。

意見陳述者は、申し出順に、紀州有田商工会議所の前様、わかやま市民生協労働組合の鬼束様、和歌山県医療労働組合連合会の谷口様、和歌山県地方労働組合評議会の杉様の4名です。

和歌山地方労働組合評議会の意見書につきましては、琴浦議長様から提出をいただいておりますが、本日の意見陳述には杉様が代理でお越しいただいております。なお、意見陳述の申出をいただいた4名のうち、3名の方は傍聴も希望されていますので、その3名の方を含めて、傍聴者は6名となっております。

以上、御報告致します。

○富山会長

それでは、開会に当たり、和歌山労働局長から御挨拶をお願いします。

○事務局（労働局長）

和歌山労働局長の池田でございます。

本日は大変御多忙の中、また大変暑い中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。先日、7月22日に、中央最低賃金審議会において、本年度の地域別最低賃金額改定の目安が答申されました。この答申を受けまして、全国の地方最低賃金審議会でも地域別最低賃金額の具体的な審議が始まります。答申の詳細につきましては、後ほど事務局から伝達させていただきます。

経済情勢は大変厳しいところではございますが、公労使の委員の皆様方におかれましては、真摯な話し合いを通じまして、和歌山県の経済の活性化、働く人々の生活の安定、また、労働力の質的な向上が図られるような、当県における最低賃金の審議が行われることを希望する次第でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○富山会長

それでは、議題に入りますが、その前に本日の資料について事務局から説明を願います。

○事務局（嶋本）

御説明いたします。資料目次を見ていただきたいと思います。

まず、資料番号1は、意見陳述の申出に際して提出いただきました意見の書面です。また、本日、意見陳述はございませんが、和歌山県タクシー協会様と和歌山弁護士会様から当審議会あて要望書が提出されており、併せて添付しておりますので、御確認ください。

資料番号2は、7月22日付けで中央最低賃金審議会から通知がありました、令和2年度の地域別最低賃金改定の目安についての答申文です。後ほど伝達させていただきます。

資料番号3の1枚目は、今後の審議会の予定についての事務局案でございます。2枚目以降は、答申の日と効力発効日の一覧表になります。

資料番号4から6は特定最賃の改正に係る申出書の関係です。

まず、資料番号4は和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正に係る申出書です。資料番号5は、欠番となっております。資料番号6は、資料番号4に関連して、産業別最低賃金の改正の必要性に関しての形式的審査結果の資料です。

資料番号7は、「和歌山県産業別最低賃金の改善について」ということで、平成15年12月1日付けで発出された当審議会の小委員会の報告書でございます。和歌山県の産業別最低賃金制度の基本的な考えが示されております。

資料番号8は、和歌山県最低賃金に関する実態調査結果報告書です。今年6月分の賃金について、県内の事業場の労働者5,296名分の賃金について回答をいただいた統計でございます。専門部会の金額審議等でも御活用いただきたいと思います。

資料番号9は前回の審議会の時に委員からご希望がありました資料で、常用的パートの求人賃金が分かるものということで、令和2年1月から5月までの状況と比較のため前年の同時期のものをつけております。

また、最低賃金が改定されなかった時期の状況が分かるものということで、当局のものは保存期間が経過しておりなかったのですが、中央審議会の目安答申が厚生労働省のホームページに残っておりまして、平成14年から16年と、リーマンショック後の平成21年のものをつけております。

その他、別綴りとして分厚い資料をお配りしておりますが、本年度の中央最低賃金審議会の第2回目安に関する小委員会の配付資料でございます。

以上、簡単に資料の説明をさせていただきました。なお、資料内容についての御質問等がございましたら、この後の該当する資料を用いた審議の中でその都度、御質問いただければと思います。

また議題の最後の「その他」のところでも御質問いただければと思いますのでよろしくお願いします。

以上でございます。

○富山会長

ただ今、事務局から説明があった資料については、今後の審議の参考として有効に活用したいと思っております。

では、最初の議題であります、最低賃金法第25条第5項に基づく意見陳述の申出があった4名の方からの意見聴取を行いたいと思っております。

1人5分以内とさせていただきますと思っております。

まず、紀州有田商工会議所の前様、意見陳述をお願いします。

○前氏（紀州有田商工会議所）

紀州有田商工会議所の専務理事の前でございます。本日はよろしくお願ひします。

紀州有田商工会議所は、小規模零細事業所及び中小企業で組織する公益法人です。

本年度は、年初からの新型コロナウイルスの感染拡大によりわが国経済は、広範囲の業種、地域が突然の需要喪失によりかつてない苦境に直面しており、経営基盤の脆弱な中小零細事業所においては、収益が悪化し、厳しい状況にあります。

このような状況下、本年度の最低賃金の改正決定に係る関係使用者の意見をもとに陳述を行います。

日本銀行の6月の全国企業短期経済観測調査（短観）で大企業の景況感はリーマンショック後以来の低水準となって日本経済が深刻な状況となっております。

5月の国内雇用環境は悪化し、5月の完全失業率は2.9%に上昇し、2017年5月以来、3年ぶりの水準となっております。

また、厚生労働省によると感染拡大に関連した雇用や雇い止めが7月1日時点で31,710人になったことを明らかにしました。6月4日に2万人を超えてから約1ヶ月

で1万人も増加しました。

かつ、帝国データバンクの4月の景気動向調査によると関西2府4県でここ最近の人手不足が一転「過剰」になっています。

以上から結論をいうと、現在の危機的な状況下の最優先課題は雇用維持と事業継続であり、本年度の最低賃金引き上げ凍結を要望致します。

○富山会長

ありがとうございました。ただいまの前様の意見陳述に関して、御質問ございませんか。

〈質問等なし〉

前様、ありがとうございました。

○富山会長

続きまして、わかやま市民生協労働組合の鬼塚様お願いします。

○鬼塚氏（わかやま市民生協労働組合）

わかやま市民生協労働組合の鬼塚でございます。

今年の最低賃金改定審議にあたり、意見を申し上げます。資料を付けておりますのでそちらを参照してください。

私たちパート労働者は、ほとんどが時給で働いています。その時給も最低賃金に張り付いて働いている人がほとんどです。家計を支える方が両方正規や片方が正規の場合はまだしも、両方が非正規、又は一人で支えていて非正規の家庭も多く見られます。そういう非正規の方では、生きていくためにダブルワークやトリプルワークを余儀なくされている方もあると聞きます。

では、その方たちの生活実態はどうでしょうか。最低賃金で生活する試みをした体験者の記事を読みました。26人がトライして、黒字だったのは4人だけです。

スーパーなどの商品についている半額シールが問題解決のための魔法のシールであるとか、たまに頑張った時などのご褒美のコンビニスイーツも我慢しなければならないなど、すごくリアルなコメントが書かれています。たった1月の体験であってもすごく我慢しなければならない生活を送って、ストレスを抱えるというようなコメントが紹介されていますので、これが本当に実体験の人はどうなんだろうというふうに思いました。

この試みをしたのが、お隣大阪府の人なんですけれど、これは和歌山よりも134円高いという時給なんです。134円高いということは、1日8時間働くと1月に約2万円以上の差があります。ではこの2万円の差を和歌山で体験すると、どうなるのでしょうか。家賃は安いというのがありますけれども、和歌山で住むと大阪よりもかなり厳しいと

ということとなること思うのです。

全国どこで生活しても、約23万円から25万円かかるのは、各地域で行われている、生計費調査で明らかになっています。人間らしく生きていくためには、時給にして1,500円以上の賃金がどうしても必要と思われまます。

この機会に大阪との差を少しでも縮めて、和歌山県としての最低賃金を上げていただきたいと思ひます。

今年はコロナ感染拡大で、景気が落ち込んでいることは聞いています。観光や飲食業で大きな影響が出ています。コロナで休業補償が、とかいってもその時給でもらえる休業補償というのはものすごく少ないです。830円の6割だったら498円で500円にもならないのです。その方がパートで働いているとすると、1日4時間では、1日当たり2,000円未満であって、それでは生活することができません。

こんな時だからこそ、最低賃金を引き上げて消費を拡大して、和歌山県でお買い物をしていただいて、和歌山県で消費していくというような政策が必要だと思ひております。これを実現するために、和歌山の最低賃金を引き上げて、地域間の格差を無くし、中小零細企業者への支援を国に求めていくということが必要だと思ひております。以上です。

○富山会長

ありがとうございました。

ただいまの鬼東様の意見陳述に関して、御質問ございませんか。

よろしいですか。

<質問なし>

鬼東様、ありがとうございました。

○富山会長

続きまして、和歌山県医療労働組合連合会の谷口様お願いいたします。

○谷口氏（和歌山県医療労働組合連合会）

おはようございます。和歌山県医療労働組合連合会の谷口と申します。お手元にお配りさせていただきました資料の中に私の発言要旨を御用意していただいておりますので、それに沿って審議にあたって意見を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、日本経済は深刻な痛手を受けています。和歌山県でも、緊急事態宣言が出されたまました4月25日以降、飲食業や旅行業者での休業が相次ぎまして、外国からの物資が届かなくなった為に、製造業や建築業等といった幅広い業種にまで影響が及んでいます。医療分野も同じく、病院への風評被害や感染を恐れての外来を控える方が増えた為に、今までに経験した事のない規模の赤字が発生し、このままでは資金ショートを起こしかねない状況にまでなっています。

私達日本医療労働組合連合会の調査によると、全国の3分の1の病院で夏のボーナスがカットされました。この不況を克服するには、市場の消費を活性化させるために、最低賃金を大きく引き上げて、内需を拡大する事が必要になってくると思います。

コロナの影響に加え、医療・介護現場では、看護師や介護職員の仕事の大変さ、給与面の問題により、慢性的に人手が不足しております。そのことが医療機関の経営悪化につながっています。日本医労連が行った看護師の労働実態調査では、「仕事を辞めたいと思う」と答えた方が、約74.9%にも上っています。また、看護師の初任給は地区によって約9万円もの格差がありまして、賃金の低い地域から都会へ人材が流出しているという実態があります。和歌山県でも同様の事が起こっており、例えば和歌山市や橋本市は大阪と隣接しておりますので、より賃金の高い大阪へ人材が流出しています。最低賃金964円の大阪と830円の和歌山では、時給の差が134円もあり、同じ通勤圏でも、最低賃金の高い方が豊かに暮らせると、大阪に人材が流出し、それが和歌山での人手不足の大きな要因となっています。

介護分野でも平均賃金が高産業と比べ8万円も安く、加えて重労働のため、若い世代の職員が定着せず、介護職員の高齢化が進んでいます。私の周りでも、介護福祉士の資格を取り、高齢者との関わりを通じて多くを学びまして、仕事にやりがいを感じていた反面、給与が安くて、このままでは生活できないと他業種へ転職していった人が何人もいます。加えて介護事業所からは、コロナの影響でサービス利用者が減り、結果、収入が約2割程度減少したという声が多く届きました。中には5割以上の減収や利用者数が延べ100人も減少したという事業所もありまして、こうした減収による労働者の処遇悪化も人手不足に拍車をかけています。

憲法25条では、全ての国民に「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されていますが、日本の最低賃金の水準は低く、憲法が定めている最低限度の生活と大きくかけ離れています。全労連が行った「最低生計費資産調査」によると、健康で文化的な最低限度の生活を送るには、25歳の単身者で全国どこでも時給1,400円から1,500円が必要であると証明されています。生活費は都会の方が高いというイメージはありますが、実際は住居費以外の生計費は和歌山も東京も大差ありません。生計費原則に基づき、全ての人に人間らしい生活を保障する全国一律最低賃金制度を実現する事が重要であると考えます。

コロナ禍で失業や生活困窮に陥る労働者が確実に広がり、市場の消費が冷え込んでいる今、「最低賃金の引き上げが地域経済を活性化させる」という方向へ世間の関心・期待も高まっています。貧困格差の是正は一步も引くことはできません。これ以上地域間格差が広がらないよう、そして、経済と県民をこれ以上疲弊させないよう、和歌山県の最低賃金の大幅引き上げを強く求めます。

最後に、今まさに新型コロナの第2波に備えている医療・介護労働者に対し、審議会において力強いメッセージを発していただくようよろしくお願いします。

以上です。

○富山会長

ありがとうございました。

ただいまの谷口様の意見陳述に関して、御質問等はございませんか。
よろしいですか。

<意見等なし>

谷口様、ありがとうございました。

○富山会長

続きまして、和歌山県地方労働組合評議会の杉様お願いします。

○杉氏（和歌山県地方労働組合評議会）

おはようございます。御紹介いただきました和歌山県地方労働組合評議会事務局長の杉と申します。

先日、議長名で意見を審議会あてに意見を出させていただいておりますので、このことについて陳述させていただきたいと思います。こういう機会を与えていただきましてありがとうございます。

先般、加藤厚生労働大臣が6月26日の中央最低賃金審議会に対する諮問の際、「雇用か賃金か、慎重な選択を求める」と雇用を守るためには賃金を自粛すべきともとれる諮問を行いました。これを受けまして中賃では今回、「目安額を示さない」という結論を出したということでもあります。この「雇用か賃金か」を選択するということが誤りであるという視点から、それから目安額が示されなかったため、この地方の最低賃金審議において、やはり県内の状況に照らして地方最低賃金審議会としての役割を今発揮すべきだと、こういうことを申し述べたいと思います。

今回の新型コロナウイルス感染の拡大により、新自由主義の考えに立った大企業や株主の利益を最優先する「アベノミクス」の誤りが顕著に表れたと思います。大企業がどれだけ潤っても、そのおこぼれは全く滴り落ちず、個人消費は一向に拡大しておりません。そこに消費税10%が大きいのかのしかかり、コロナ禍で「とどめを刺され兼ねない」状態となっているのではないのでしょうか。私たちのもとにも労働者から連日の相談、時には使用者の方からの相談も寄せられています。本当に厳しい状況に陥っています。今こそお互いに力を合わせてこの困難を乗り越えていかなければならない時期に、給付金事業の「丸投げ・中抜き」や不要不急の外出による感染拡大を誘発する「Go Toキャンペーン」など、労働者や中小企業の窮状に全く向き合っていない政策に、国民の怒りが大きく広がっていると私たちは感じております。

2020年4月、中小企業団体が「最賃の引上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感のある水準決定を」とする「最低賃金に関する要望」を公表しました。

新型コロナウイルスが蔓延する中で、多くの中小企業は政府の対策である資金繰りや雇用での支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命に努力されており

ます。私たちはこの御努力に心から敬意を表するとともに、現況の経済危機を乗り越えるためにも、県内の中小企業のみなさんの経営努力に報いるためにも、政府による支援の強化を求めます。

こんな時だからこそ、中小企業への大胆な財政支出の実施、最低賃金の引上げと雇用の安定、消費税率の引下げなどによって格差を是正し、経済の循環を国民全体に広げることが、経済危機を回避し、持続的な経済発展への王道ではないかと感じております。

昨年の最低賃金の改定で、大阪府との最低賃金の格差がさらに広がり134円となりました。全国でワースト3の格差です。県内の商工団体の方々と懇談をしておりますが、口々に、「この格差は大きすぎて、人がどんどん大都市に流出していってしまう」とこのように述べられています。全国的に見ても格差を固定するランク制の廃止、全国一律最低賃金制の早期実現を求める首長や国会議員の声も大きく広がってきております。

私たちの仲間が全国各地で最低生計費試算調査を実施しています。これによると、都市部でも地方でも、必要最低限の生活をするためには、おおむね1,500円から1,600円程度の時間給が必要であることが示されています。また、コロナ禍における雇用調整助成金は、日額の上限が15,000円に引き上げられました。これは全国一律の金額です。この程度の水準でなければ労働者の生活が守れないことに加え、企業の持ち出しを補償しなければ雇用の維持が困難になるということ、こういう金額ではないでしょうか。このことから、最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制の実現は、暮らしを支えるための緊急の課題であると考えております。

新型コロナウイルス感染拡大で、最低賃金に近い賃金で働いている非正規労働者に大きなしわ寄せがおこっています。感染拡大を防ぎながら活躍されているエッセンシャル・ワークの労働現場では、その多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えています。

これらの人々と産業を支え、日本経済の持続的発展と国民の健康を守るためには、こんな時だからこそ最低賃金の引き上げが必要であると感じております。委員の皆様方にこれらの意見を踏まえた御議論をお願いしたいと思います。

以上の趣旨から、今回の最低賃金の審議にあたって、「時間額1,500円を展望し、今すぐ1,000円以上に引き上げること」、「最低賃金の引き上げを円滑に実施するために、中小零細事業者を積極的に支援する施策を緊急に実施するよう、関係機関に要請すること」を強く要請いたします。

そして今回、同様の趣旨で私たちの仲間から署名を預かってまいりました。16団体から2,853筆の署名を審議会の会長あてに預かってまいりましたので、どうぞお受け取りいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

<署名を会長に手渡し>

○富山会長

署名につきましては確かにお受け取りいたしました、後ほど拝見させていただきます。どうもありがとうございました。

ただ今の杉様の意見陳述に関して御質問ございませんでしょうか。
よろしいですか

<意見等なし>

杉様、ありがとうございました。

それでは、意見陳述についてはこれにて終了いたします。貴重な御意見について、確かに拝聴いたしました。今後の審議に生かしていきたいと思っております。

それでは、次の議題に入ります。

7月22日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣あてに「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について」の答申がなされています。その答申を事務局から伝達していただきたいと思っております。

○事務局（嶋本）

それでは、資料番号2を御覧ください。

<答申の本文を読み上げ>

以上、目安の答申について説明いたしました。

○富山会長

ただ今、事務局から目安答申を伝達していただきました。本年度の目安答申に関して、御意見をお聴きしたいと思います。

まず労働者側委員いかがでしょうか。濱地委員お願いいたします。

○濱地委員

ただいま事務局委の方から目安の答申を伝達していただきましたが、我々労働者側の意見を申し上げさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染症により企業にとっても労働者にとっても極めて厳しい状況であるということは十分認識しているところでございます。

さて、労働者側の基本的な考え方でございますが、ここ数年は和歌山の最低賃金の水準そのものが低い。それと、地域間格差が依然として大きいと、この2点を中心として主張してまいりました。基本的にはその考えは変わってございませんが、

まずはこの危機的な状況を公労使が三位一体となって乗り切らなければならないというふうに思っておりますし、加えて、連合の立場としてマクロ的には地域間格差の是正、可及的速やかに1,000円到達との目標がございますので、そういったことも視野に入れながら議論をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

その上で申し上げたいことを述べさせていただきます。目下のコロナ禍でも、医療、介護、スーパー等の社会的機能を維持してきた労働者は懸命に頑張ってきたということ、地域間格差により労働力、人口が減少しているため、ランク間の格差の縮小は今後も重要であるということ。消費増税により最低賃金近傍で働く者に大きな影響を与えること。いつも申し上げてございますが、私たちは和歌山を活性化したい、和歌山で働いてもらいたいという思いでこれまでも、これからも主張してまいりたいと思っております。

もちろん中小企業、小規模事業者への支援策も必要であるということは認識してございますので、その点を御理解いただければというふうに思っております。

以上が労働者側意見でございます。

○富山会長

どうもありがとうございました。他に労働者側委員の方ございませんか。

それでは次に使用者側委員どうでしょうか。

では、児玉委員お願いいたします。

○児玉委員

今、御案内ありました答申にも使用者側意見ということで述べておるところでございますが、この度のコロナ禍によってかつてない経済危機に陥っているところだと思います。とりわけ地方におきましては、中小企業、零細企業、特に和歌山県は零細企業が多いわけでございますが、甚大な影響を受けているというふうに認識しております。そういった意味で、今回の答申が、いわゆる据え置きというふうに理解しているところなんです、我々地方においてはその据え置きではなくて引き下げというふうな声も聞かれるところでございます。

そういった状況を鑑みて、これまでの数年においては政府の要望があつて3%に上る上昇がみられてきたわけでございますが、この度は安倍総理におかれても、まずは雇用の維持を確保すべきということの発言があつたところでありまして、和歌山においても中小企業の方々においてはまずはその雇用の確保をするということで、雇用調整助成金をはじめとする様々な経済支援を活用しながらなんとか経済を維持する、雇いを維持することで、企業の存続を続けていくといったことを企業の皆さんが必死の覚悟でやっているところであります。そういった状況を鑑みると現下の賃上げというのは非常に難しいと考えているところでございます。

以上です。

○富山会長

どうもありがとうございました。
他にはよろしいでしょうか。
公益側委員から意見ございませんか。

〈意見なし〉

それでは、中央審議会の目安に関する意見はこれくらいで終了させていただきます。

和歌山県最低賃金改正決定にあたっては、目安答申の内容や地域の状況、それから先ほどの関係労使の方々からの御意見等も参考にしながら、専門部会の場で議論を進めていきたいと思えます。

それでは、今後の審議の予定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（嶋本）

和歌山県最低賃金の改正決定につきまして、今後の審議の予定を簡単に御説明いたします。

資料番号の3を御覧ください。

目安答申の後は、専門部会において、具体的な金額審議を集中的に行っていただきますが、資料は最短モデルの案ということで示させていただいております。どういう日程で何回やるかにつきましては、専門部会において検討いただいて正式に決定していただくこととなります。

専門部会が全会一致で結審した場合は、審議会令第6条第5項の適用によりまして、専門部会の決議が審議会の決議となって、それが答申ということとなります。

逆に、全会一致とならなかった場合は、専門部会の結審後に、速やかに審議会本審を開催いたしまして、専門部会の結果に対して本審の場で再度審議をしていただき、場合によっては採決を行いまして、局長への答申という流れになります。

例年どおり10月1日の発効を目指す場合は、そのリミットである8月5日を意識することとなりますが、8月5日の専門部会までに意見がまとまらなかった場合は、ここで採決により結審するか、さらに専門部会を開くのか御判断いただきます。仮に専門部会で採決による結審となった場合は、その後、第3回目の本審を開催できればと考えております。

答申の後は、その翌日から15日間、異議の申出を募集する公示を行いまして、その後に、異議の申出に対する審議会本審を開催いたします。最短モデルでは8月21日ということで示させていただいております。

ですから、当審議会本審の今のところの予定としましては、専門部会が全会一致の場合は、異議申出期間に異議の申出があればあと1回開催、専門部会が全会一致に至らない場合は、専門部会結審後に1回、異議申出があればさらに1回の、計2

回開催することとなります。

もし全会一致で結審するなど、本審の開催の必要がなくなった場合は、各委員様には速やかに連絡を差し上げたいと思います。

以上でございます。

○富山会

ただ今、今後の和歌山県最賃の審議会の予定について、事務局から説明がありましたが、この審議会日程について何か御質問等ございますでしょうか。

〈質問等なし〉

それでは、第3回の本審の開催を8月5日午後1時から、第4回を8月21日午前10時からと仮に決定しておいて、全会一致で結審するなどして必要がなくなれば中止するというところでよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

それでは、そのように仮に決定しておきます。

それでは、続きまして議題(3)の「特定最低賃金の決定等の必要性の有無」について、労働局長の諮問をお受けしたいと思います。

〈労働局長が諮問文を読み上げ会長に手渡し〉

○富山会長

ただ今諮問を受けましたが、事務局の方から諮問文についての説明をお願いします。

○事務局(嶋本)

御説明いたします。特定最低賃金につきましては、最低賃金法第15条におきまして、その決定、改正、廃止を行おうとする産業に従事する労働者又は使用者からの申出によって、労働局長が決定を行うこととなっております。資料番号4が申出書の写しになっております。

申出の形式的要件につきましては、産業別最低賃金の運用方針の中で定められておりまして、労働者側からの金額改正等の申出につきましては、一定地域内で、該当業種に使用される労働者のおおむね3分の1以上からの申出であることが要件となります。

資料番号6を見ていただけますでしょうか。申出の要件に係る審査結果を添付しておりますが、鉄鋼業ですが、和歌山県内で当該産業別最賃の適用を受ける基幹的

労働者4,277名に対して労働協約2団体3,313名、全体の約77.5%となります。ちなみに日本製鉄和歌山労組単独でも3,190名で74.6%となっております。

よって、申出の要件を満たしております。申出書の原本はこちらにありますので、御要望があれば確認していただけます。

当審議会におきましては、改正の必要性の有無について、従来から審議会の運営規程第3条に基づく特別小委員会において検討していただいておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本年度、百貨店、総合スーパーと各種食料品小売業を合わせた特定最賃の新設の意向表明を受けておりますが、現時点で申出書を提出いただいておりますが、今回の諮問に間に合わなかったということで、次回の本審のほうで諮問をさせていただく流れとなりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○富山会長

ただ今、諮問を受けましたが、何か御意見等はございますでしょうか。

<意見等なし>

ないようでしたら、これらの諮問を受けたということで、改正決定の必要性の審議については、特別小委員会を設置し、その委員会において審議することにしたいと思いますが、この件に関して御意見とか御異議はございませんでしょうか。

<異議なし>

それでは、特定最賃改正と新設の必要性については、特別小委員会を設置し、そこで審議していただくこととします。

公益委員につきましては、先日の公益委員の会議において、金川委員、本田委員、足立委員の3名が担当することになっていますが、労働者側、使用者側それぞれ3名を推薦していただけますでしょうか。

昨年度は、労働者側、使用者側ともに県最賃の専門部会の3名が担当していただいておりますが、いかがでしょうか。

労働者側は御指名いただけますか。

<濱地委員、澤井委員、裏野委員が推薦される>

では使用者側はいかがでしょうか

<児玉委員、野田委員、原委員が推薦される>

それでは、ただ今推薦していただいた委員の皆様を、特別小委員会の委員に指名しますので、よろしくお願いいたします。

今後の予定としまして、特別小委員会において、産業別最賃の改正の必要性について審議をしていただいて、その後の審議会本審におきまして、その報告を行っていただきたいと思います。

その結果を踏まえて、審議会から局長へ、必要性の有無を答申したいと考えております。

それでよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

それでは、そのように承認されたということで進めていきたいと思います。

特別小委員会の日程について事務局から説明をお願いします。

○事務局（嶋本）

特別小委員会の日程についてですが、県最賃の専門部会の審議を優先したいと思いますので、専門部会の結審後の日となるよう、委員の皆様の御都合を確認の上で、日程調整を行いたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○富山会長

次に、その他の議題ですが、本日の議事に関する事、今後の審議に関する事等で何か御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

特にございませんか。

ないようでしたら、本日はこれで閉会とします。



和労発基 0727 第1号
令和2年7月27日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 富山信彦 殿

和歌山労働局長
池田真澄

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和2年7月16日付けをもって申出代表者日本基幹産業労働組合連合会和歌山県本部委員長 山本龍一から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

和歌山県鉄鋼業最低賃金
（平成25年和歌山労働局最低賃金公示第2号）